

国民健康保険からのお知らせ

問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎) ☎242-1183

必ずいずれかの 公的医療保険に加入しましょう

わが国では、病気のときや事故にあったときの高額な医療費の負担を軽減するため、原則的にすべての国民が次のいずれかの公的医療保険に加入しなければならぬ「国民皆保険制度」が確立されています。

したがって、民間の生命保険や医療保険に加入していても、公的医療保険に必ず加入しなければなりません。本市にお住まいで、他の公的医療保険に加入できない人は、必ず国民健康保険の加入の届け出をお願いします。

- 国民健康保険
(自営業者、年金受給者など)
- 全国健康保険協会、組合管掌健康保険
(会社員など)
- 国民健康保険組合
(医師、歯科医師、薬剤師、建設関係など)
- 各種共済組合など
(公務員、私立学校教職員)
- 船員保険
- 長寿(後期高齢者)医療制度

「加入の届け出に必要なもの」

- ①本市に転入したとき
印かん・転出証明書
- ②他の健康保険などを離脱したとき
印かん・社会保険等の資格喪失証明書
- ③生活保護を廃止されたとき
印かん・保護廃止決定通知書
- ④子どもが生まれたとき
印かん・国民健康保険・母子健康手帳

※①②で退職者医療制度に該当する60歳から64歳の人(厚生年金などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある65歳未満の人)は、加入月数がわかる年金証書などが必要で。



医療機関で支払う医療費一部負担金の減額、免除、徴収猶予制度

国民健康保険では、医療費の一部負担金の支払義務を負う世帯主、またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、次の①～④に該当し、その世帯全員(被保険者以外も含む)の収入が一定基準を超えない世帯は、国民健康保険法に規定する一部負担金の減免・徴収猶予を受けられる場合があります。

- ①震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、心身障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。
- ②干ばつ、冷害、凍霜雪害などによる農作物の不作、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③事業または業務の休廃止、失業など(定年退職、または自己都合などによる退職を除く)により収入が著しく減少したとき。
- ④①から③に掲げる事由に類する事由があつたとき。

●減免の基準(一部免除)

世帯の実収入額が基準生活費の110%を超え115%以下の世帯については一部負担金の7割を、115%を超え120%以下の世帯については一部負担金の4割を、3カ月以内の期間において減額します。

免除

世帯の実収入額が基準生活費の110%以下の世帯については、一部負担金を3カ月以内の期間において免除します。

徴収猶予

世帯の実収入額が基準生活費の130%以下の世帯については、一部負担金の徴収が6カ月以内の期間において猶予されます。

※実収入額とは、生活保護法の規定による保護開始時の要否判定に用いられる収入の認定額をいいます。
※基準生活費とは、生活保護法による保護の基準に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費をいいます。

●申請および承認の方法

免除などの措置を受けようとする世帯主は、国民健康保険一部負担金減免等申請書に、次の書類を添付して提出してください。提出された書類などに基づき調査を行ない、承認を決定します。

- ・申請理由を明らかにする書類(火災、離職などの証明書)
- ・世帯構成および収入見込額、資産の状況申告書
- ・その他(誓約書、収入認定のための書類など)

ジェネリック医薬品 希望カードをご利用ください

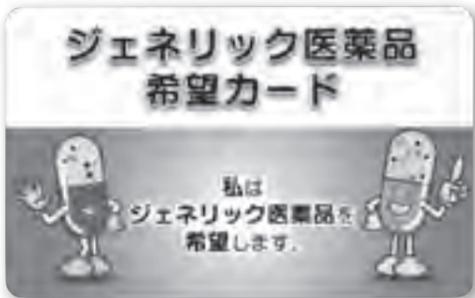
3月に郵送した国民健康保険被保険者証に同封して、「ジェネリック医薬品希望カード」を配付しました。ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進のため、ご利用ください。

●ジェネリック医薬品とは

新薬(先発医薬品)の特許が切れた後、同じ有効成分を使用して製造される後発薬品のことです。開発費用を少なくできるため、効き目や安全性は先発薬品と同等でありながら、低価格で販売されます。ジェネリック医薬品は厚生労働省で承認されており、普及することで医療機関での窓口負担を減らし、年々増える医療費を減らす効果が期待されています。

●カードの使用法

希望カードを診察時に医師に見せることで、ジェネリック医薬品に変更する意図があることが簡単に伝わります。なお、治療内容によってはジェネリック医薬品が適さない場合や、すべての治療薬にジェネリック医薬品があるわけではありせんので、医師とご相談の上、ご利用ください。



保険証で臓器移植の意思表示ができます

臓器移植に関する法律の改正により、国民健康保険被保険者証に「臓器提供意思表示欄」が設けられることになりました。3月に郵送しました被保険者証の裏面の臓器提供意思表示欄に記入することで、臓器提供に関する意思表示ができます。臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付ける「個人情報保護シール」は、被保険者証の郵送時に同封していただきます。

なお、個人情報保護シールを紛失した場合は、合志庁舎の総合窓口、西合志庁舎の健康づくり推進課、泉ヶ丘支所、須屋支所で受け取れます。

●臓器移植とは

臓器移植は重い病気や事故などで臓器の機能が低下し、移植でしか治療できない人と、死後に臓器を提供してもいいという人を結ぶ医療です。第三者の善意による臓器の提供がなければ成り立ちません。臓器提供は、脳死後あるいは心臓が停止した死後にできます。

●記入にあたっての注意点

- ①臓器提供意思表示欄の記入は任意であり、記入を義務付けるものではありません。
- ②臓器提供意思表示欄への記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。
- ③臓器提供意思表示欄の記入内容

は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。平成22年7月17日からご本人の臓器提供の意思が不明な場合も、ご家族の承諾があれば臓器提供できるようになりました。これにより、15歳未満の人からの脳死後の臓器提供も可能になります。なお、提供しない意思については、15歳未満の人の意思表示も有効です。

④臓器提供意思表示欄を記入した後であっても、いつでも臓器提供への意思を変更することができます。その場合は二重線で消してから、改めて変更後の意志を記入してください。



国民健康保険被保険者証の裏面



個人情報保護シール

●臓器移植に関するご案内・問い合わせ先 (社)日本臓器移植ネットワーク
☎0120-78-1069 ホームページアドレス <http://www.jotnw.or.jp>
●シールに関する問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎) ☎242-1183